

令和6年2月20日

第2回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第2回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月20日(火) 午後2時00分から午後3時40分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 野地 太郎

2番 佐藤 勝則

3番 大内 和長

4番 菅野 一紀

5番 川口 美奈子

6番 武藤 一夫

7番 安齋 栄

8番 安齋 喜八

9番 佐久間 栄吉

10番 武藤 栄利

11番 菅野 秀和

12番 根本 信康

~~13番 佐藤 孝志~~

14番 佐藤 美由紀

15番 遠藤 伝栄

16番 馬場 利正

17番 松本 太

18番 齋藤 弘美

19番 奥平 貢市

農地利用最適化推進委員

20番 菊地 清吉

21番 佐藤 孝

22番 武藤 善朗

23番 安齋 浩一

24番 佐藤 一男

25番 佐藤 薫

26番 石川 重彦

27番 菅野 正寿

28番 佐藤 洋三

29番 平 義一

30番 大石 忠雄

31番 遊佐 一夫

32番 欠 員

33番 伊藤 金志

34番 渡邊 一正

35番 遠藤 康子

36番 大内 信一

37番 安齋 秀明

~~38番 武藤 健之~~

4 欠席委員

農業委員

13番 佐藤 孝志 委員

農地利用最適化推進委員

38番 武藤 健之 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第6号 現況確認証明申請について

第4 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第6 議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第9 議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の承認について

第10 議案第13号 二本松農業振興地域整備計画の変更について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 湯田 匡史 農地係 宮崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。

総会におけるマスク着用についてであります。着用は個人の判断となりますのでよろしくお願いします。また、携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。なお、委員会での説明は、簡潔にお願いします。

議長（奥平貢市）会長 これより、令和6年第2回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員18名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、13番佐藤孝志委員、38番武藤健之委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ

くことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 それでは、10番武藤栄利委員、12番根本信康委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報につきましては、法令に基づき、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第6号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第6号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年2月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号１、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・原野、面積１，６５６平方メートル。非農地の事由、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号２、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・原野、面積８２８平方メートル。非農地の事由、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

番号３、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・畑、面積２，３１８平方メートル。非農地の事由、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

議案書４ページをご覧ください。

番号４、農地の所在・[REDACTED]外１筆、登記地目・田、現況地目・山林、面積計１，５２１平方メートル。非農地の事由、３０年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

５番（川口美奈子）委員 ５番の川口美奈子です。現況確認証明申請について調査結果をご報告いたします。１番です。２月５日１０時より事務局から２名、奥平会長、渡邊一正委員と私とで現地調査を行いました。議案書にあると

おり、許可やむなしと判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

3 1 番（遊佐一夫）委員 3 1 番遊佐です。2月2日役所から2名と安齋栄くんと佐藤孝志くんと私と5人で現地を確認しました。篠竹が生え茂って非農地やむなしと判定しました。皆様のご判断よろしく申し上げます。

9 番（佐久間栄吉）委員 9 番佐久間です。議案第6号の3番について調査結果を報告します。2月5日午後2時より、事務局より2名、高根局長、長谷川さんと、あと大内和長農業委員と武藤健之推進委員と私で5人で確認しました。現状は農地の真ん中にぽつんと申請書が出てる場所でした。また、周りが耕作しており、とても非農地には無理だという判断になりましたので皆様のご審議よろしく申し上げます。

1 4 番（佐藤美由紀）委員 1 4 番佐藤です。議案第6号4番について説明いたします。2月2日午後2時より、農業委員の武藤一夫さん、推進委員の武藤善朗さん、事務局から高根局長と長谷川さんと5人で現地調査を行いました。当該農地は30年以上耕作されておらず、周りもすでに山林化しており、現地確認をするのも難しい状況でした。そのような状態ですので、非農地判定やむなしと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議長（奥平貢市）会長 議案第6号、番号1から番号4について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第6号、番号1から番号4については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページから6ページにかけてご覧願います。

議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年2月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては譲渡人の農業経営を移譲し、譲受人が農業経営を継承するため、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号2につきましては譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号3につきましては譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受

け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書 7 ページから 10 ページにかけてご覧願います。

番号 4 から番号 9 につきましては譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号 10 から番号 13 につきましては借受人の営農型発電の実施に伴い、申請地に区分地上権を設定するものであります。

番号 14 につきましては借受人の経営規模の拡大のため、貸付人は相手側の要望を受け、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市） 会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4 番（菅野一紀） 委員 4 番菅野です。議案第 7 号 1 番について調査内容を報告します。2 月 18 日午後 1 時 15 分より、推進委員の大石忠雄さんとともに譲渡人の [REDACTED] さんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。譲受人の [REDACTED] さんは親子関係にて、また、県外の方に出張中ということで、電話にて確認を取りました。調査の結果、特に問題がないため、許可適当と考えます。皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。

17 番（松本 太） 委員 17 番松本です。議案 7 号番号 2 について調査内

容を報告いたします。2月16日午後1時30分より、現地にて行政書士の[]さんから菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。申請人の[]さんと譲受人の[]さんからは電話にて聞き取り調査を行いまして、申請内容に間違いのないとのことでした。内容は事務局の説明のとおりです。調査結果特に問題がないため適当と判断いたしました。

続きまして、議案7号番号3について調査内容を報告いたします。2月17日午前9時より現地にて行政書士の[]さんから菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんからは電話にて内容を確認しまして間違いのないとのことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果特に問題がないため、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

28番（佐藤洋三）委員 議案7号4番ですか、4番についてご報告申し上げます。4番と5番。2月17日、[]さん、[]さん譲り受けということで、事務局の方からご説明ありましたが、それをあの2月の18、あの私と根本信康さんと2人で現地の確認を行いました。現地の確認を行いまして、2月17日に[]さんと[]さんに聞き取り調査を行いまして、その結果ですね、この内容につきまして、事務局のご説明のとおりだということでございました。売買ということで、この案は適当と思われました。よろしくご審議お願いいたします。以上でございます。

29番（平 義一）委員 29番平です。議案第7号の6番と7番について

調査結果をご報告申し上げます。ナンバー6につきましては、2月の16日、
[]さんに電話で確認しまして、2月の17日、譲受人である[]さん
が出席できないということでお父さんの[]さんに同席していただ
き、私と農業委員の佐藤さんと3名で現地を調査させていただきました。時
間につきましては9時からということで、現況ここ耕作放棄してまして、だい
ぶ田んぼ自体は荒れてはいたんですけれども、両サイドについては、すでに耕
作されてて、[]さんの方でそれを責任もって耕して田んぼにしてくっ
ていうふうなお話をいただきましたので、この6番の案件については問題ないと
判断いたしました。

7番につきましては、やはり2月16日に[]さんに電話で確認しまし
て、2月17日、[]さんのお父さんである[]さんに現地においでいただ
きまして、私と農業委員の佐藤さんと3名で現地を確認させていただきました。
この田んぼにつきましては、すでに[]さんの方で耕作されてるって
ことで、問題ないと判断できましたので皆様のご審議よろしく願いいたしま
す。以上です。

9番（佐久間栄吉）委員 9番佐久間です。議案7号8番9番について説明
したいと思います。10番以降は安齋喜八委員にお願いしているので、8番9
番を報告します。番号8番について、2月14日11時より、現地にて[]
さんと、私と武藤健之くんとで3人で話し合いをしました。この申請出てる
[]、[]、[]については去年会社だったのが個人名義に直したばっか

りです。その理由としては、鉄塔が建つんでその申請に個人の名義でないと申請できないつうことで去年許可した次第です。で、今回はなんか原発補償の件で手続きするのに二重にやんなくちゃなんないんでまた一カ所にまとめたがつうことで申請ありました。一応これは問題ないと思うんで、皆さんの審議よろしくをお願いします。

あと9番に対してですが、これは2月の15日11時より現地にて[REDACTED]さんあと[REDACTED]さんですが旦那さんの[REDACTED]さんがまいりました、なんでこの名義が奥さんなんですかと聞いたら、なんか奥さんの方が長生きするからということでこの名前にしたそうです。それで、あと武藤健之くんと4人で現地を見ましたが、田んぼについては[REDACTED]さんが前から耕作しているみたいで、あと畑に対しては[REDACTED]さんが部分的に作ってたのを今年から全面に貸すようです。一応話によると問題なさそうなので許可適当かと思います。皆さんの審議よろしくをお願いします。

8番（安齋喜八）委員 8番安齋です。佐久間栄吉くんの担当地区なんですが、ちょっと忙しくてなかなか案件が多すぎるということで、一人で旭地区持ってるもんですから、私に手伝ってくれないかということで、3条の10番から11、12、13まで現地の内容を報告します。2月17日午後2時から佐久間栄吉委員と二人で現地を確認しまして、現地の方は[REDACTED]株式会社の[REDACTED]さんという人、現地に来られまして、説明を受けました。

現地は問題というよりも4カ所あるんですが、今まで太陽光発電やる場合は境

界っていうんですが、正式な境界、だいたい目印がこことこことここ、このぐらいですよというような説明があつて、周りの農地の承諾を得たのかどうかそういうものを聞き取りしたんですが、そういうことは一切ありませんでした。

営農型の太陽光発電なんですね、何を栽培するんですかと聞いてみましたら、ドクダミを栽培したいということでございました。3条についてはパネルの分だけ3条の地上権設定をしたいということの案件でございます。そしてこの場所4つについては、昨年3条で地権者から[REDACTED]株式会社が取得した土地でございます。その後、昨年の11月の27日に農地パトロールで岩代地区のみんなで見た箇所、全部4カ所見ました。その時に耕作をしておらず、不適だという指摘があつた箇所でございます。で現在これからバイオマス営農型の太陽光やりたいということなんですが、まず、問題点は12番と13番については、取り付け道路を作らないと中に入っていけない状況であります場所的に、それやるんだらば、私反対するわけじゃないんですが、道路を一時転用するか、する必要があるんじゃないかという判断をしました。それからあのドクダミの栽培はどうかのではありませんが、たまたま私と佐久間さんで現地に行った時に近所の人が、私ら青い帽子被ってって何してんですかっていうこつ話がありまして、いや実はこういうことで太陽光の調査に来たんですよと言いましたらば、いやそういう話は聞いてたんだけども私らに、近所の人なんですね、名前は申し上げませんが、そういう話は聞いてたけど説明もなんにもないんだという話でございました。それで今日午前中、支所の遠藤係長

のところに行きまして、去年のその農地パトロールの時の経緯とかの話を聞きに行って来ました。したらば昨日、匿名で太陽光発電やるのには全然なんにもないんだけどどうするんだいというような反対の話が現地からありました。いうふうな話私今日午前中聞いて来ました。それと１７日に佐久間さんと現地行ってその■■■■さんという担当の方から今話したとおり話しましたら、昨日昨晩私のところに電話がありました。境界については許可が下りた時点で打ちますと、という話でございました。それから現地の説明については許可が下りた時点で皆さんに説明をしたいというような話でございましたが、ちょっと話がおかしいんじゃないかと、逆じゃないかという話は昨日返しました。まあ一応現地の説明でこれだけ調査してきましたので、皆様のご審議よろしく願います。以上です。

２６番（石川重彦）委員 ２６番石川です。議案第７号番号１４について調査の結果をご報告いたします。２月１６日の午前１１時に■■■■さん宅にお邪魔をいたしましてこの内容を聞き取ってまいりました。あと同じ１６日の１２時に■■■■さんの方に電話で連絡をして確認しました。■■■■さんは福島市に住んでて福島市から通ってこの現地の近くに田んぼを作ってるんですが、ここに通って田んぼを作ってるんですね、で今回のその近くですので来たついでに一緒にできるということで借りたそうです。問題はなさそうなので許可適当であるというふうに判断しました。皆様のご審議よろしく願います。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の説明が終わりましたが、先程、

8 番安齋喜八委員から調査内容について問題提起されましたが、皆様どのよう
にお考えか、お願いしたいと思います。

6 番（武藤一夫）委員 太陽光パネルの取り付けについては、最近だいたい目
立つ動きがあるなというふうに感じておりましたが、今回のあの案件に焦点を
当てれば今回の案件は農地を取得してその農地に地上権を渡して、登録会社の
ところで営農型発電をするというふうな出し方なんですね。例えばあのさ
っき言ったようにその許可日に杭を打つっていうのは地上権の有無の前に取得
した時にやっぱり境をはっきりさせるべきかなと。その計画も同じ会社ですが、
そこがこんなんするわけないんで、やはり前に話しすべきだったのかな、そう
すれば問題は無かったのかなって感じておりますが、目立つのがやはり農地を
全部取得して営農型に関わらず発電型太陽光パネルをつけるっていうのも最近
広くやってきてるんですね。農地だったところに 5 条を適用して太陽光パネル
を使うっていうところも似ておりますので、やはり二本松市としてもですね、
なんらかの対策を打つべきなのかなあというふうに感じております。福島市は
まあ大規模で太陽光パネルの開発はしないというふうな条例を作ったようです
が、ここはまあそれほど大規模な農地まあ山林を開放することは出来てはいな
いんですが、やはり農地が散在的にあの虫食い状態にどんどん地元から失われ
ていって一番懸念されるのは太陽光パネルが 30 年 40 年経った時に機械が放
置されてそこからゴミが撤去されていくのかどうかってのも若干の心配はある
わけですね、そういったところも含めながら市としてしっかり管理できるよう

なシステムも必要なんではないかなというふうに考えております。

議長（奥平貢市）会長 はい。ありがとうございました。そのほかご意見等ございますか。

2 番（佐藤勝則）委員 2 番佐藤なんですけどもこの件に関して事務局で申請を受理したってことは法的に問題がないだろうということなんですよ。受理したってことは。それで受理した以上はこれを認めざるを得ないのかなって気がするんです。その前に二本松市農業委員会もしくは事務局の方で、境界の境はしっかり取ったのか、あるいはその隣接する住民に説明をしたかどうか、そういう聞き取りはやっていないと思うんですね、やってますか、やってないと思うんですね。やってない以上はこれを認めんなってというのはできないんじゃないかという気はすんですけども、今後の立ち合いとして、営農型発電やる場合には、境界、境の杭をきちんと打つとかあるいは隣接する住人に対する説明を行ってから受理をするっていう形を取った方が良いのかなという気がするんですけども。

議長（奥平貢市）会長 はい。ありがとうございました。そのほかご意見等ございますか。

2 7 番（菅野正寿）委員 自分も営農型発電やって下に作物を作って毎年収量の報告をしてかなり厳しく県からも指摘があるわけです。ですから営農型の場合ちゃんとそこに作物を作ると、先程の報告だとなにも作っていないっていうのはちょっとこれも問題なのでもう一度事業者にしかりと聞き取りをして

はのでしょうか。

議長（奥平貢市）会長 いろいろ意見出ておりますが、問題点は先程佐藤委員が言ったとおり、これ許可するなり事務局としてはそれ以上あってれば許可することやむないと思うんですね。で今言った隣の境とかやるぞという事業説明するか否かは、それは事業者の問題であって農業委員会としてそこまでやれっていうのは拘束力はないと思います。で、しからば喜八委員から出たとおりなんのあれもないし許可下りてからやるという意見が業者だと思うんですが、これもまたひとつの案で許可でないのに対して杭を打って説明やりますよってことは許可なければできないので、あくまでもこの委員会終わった時点で許可出たことにより工事が施行されるということになりますので、その段階の早いか遅いかこれまだ農業委員会としてはなかなか判断しづらいと思いますが、たใดずれにしても農業委員会があがった案件が事務局を通して理にかなっていれば許可するしかないので、その内容について云々することについてはまた別問題だと思うんですが、その点ではあの先程武藤委員から出たんですが、二本松市として今後どうするのかどんどん出来上がって一部場所はどうでもいいんですけども、土砂崩れとかがあって、パネルを撤退してるところもあるみたいなんですね。いろんな問題、風とかいろんな風水害で、被害を受けてパネルが飛んだりとか破損して流れたとか問題になったり、今後どんどん出てくるんじゃないかと思うんですが、今後どうするかについてはこれは別案件で話した方がよろしいんじゃないかと思うんです。というのも、今私が言ったとおり農

業委員会としてはそれ以上条件さえ揃えばあくまでもこれは許可するにやむなしでございまして、その後の営農の問題とか内容については当然農業委員会としてはタッチできませんし、あと一部いわきとか福島とかメガソーラーに対して今後なかなか許可取れないようになる条例ができておりますので、そういったもの含めて二本松市としてはどうするのか、その辺を今後どういう風に農業委員会として提案していったらいいのか、時間を取りたいと思いますが、事務局その辺どうでしょうか。

事務局長 それでは私の方からご説明させていただきたいと思います。まず、喜八委員からと武藤委員からあった件はちょっと性質が変わるので分けてご説明したいと思いますが。まず、喜八委員から別件なんですけども今会長とあと勝則委員からもあったとおり、許可要件として境界を確定させるとかそれから周辺の農地の所有者の方の同意を得るというのは許可要件にはなっていませんので、それは事務局で案件を受け付けた際に審査の対象とはしておりません。それから、去年の農地パトロールの際にまだ作付けがされてなかったという件なんですけれども、今回の作物がドクダミということで、私もドクダミって詳しくいつ頃種をまいていつ頃収穫するのかわからないんですが、イメージ的には暖かい時期に出てくるような作物なのかなというふうに考えてまして、業者としてどういうふうに考えていたのかは確認したわけではありませんけれども、作付けするまでの準備も色々あったのではないかなというふうに考えております。それから、取り付け道路が必要なのではないかという話なんですけれども、

今回図面を確認させていただきましたが、中にパネル設置するための取り付け道路の転用までは必要ないのかなというふうに考えております。それから、一夫委員から話があった件で太陽光発電、営農型発電に限らず、市の太陽光発電の考え方についてということだと思っんですけども、実は今、市の生活環境課の方でその検討が始まっておりまして、太陽光発電だとか大規模な施設については、農地だけの問題ではないということで、生活環境課の方でどのように指導していくのかについて検討が始まっております。この規制の考え方ですけども、皆さんご存じのとおり世界的な気候変動に対処するためにやっぱり再生可能エネルギーを進めるということが必要だということは皆さんご理解していただけると思っんですけど、それとは反対と言いますかそれを推進するためにはそれなりのリスクも伴うことがありますので、その辺のバランスを考えながら市として検討していくということなんですけども、政策的な面ですとかもありますし、それからどういう形にしていくのかっていうのは庁内でもこれからの検討も入ってまいりまして、それから市議会議員にも考え方の説明などしなければならぬという手続きもありますので、皆様にお示しできる部分が出てきた段階で私の方から皆さんに説明させていただきたいなと考えております。以上です。

議長（奥平貢市）会長 はい。ありがとうございました。今事務局より説明ありましたが、今生活環境課で検討中だということなんで、いろいろ意見あるかと思いますが、それを見てからご意見申し上げてもよろしいかと思っんです

が事務局どうですか。

事務局長 もし皆様の方で何かまとめて意見があれば、もしあるのであれば私の方から担当の方に。

34番(渡邊一正)委員 議長ちょっといいですか。今の問題なんですけど、
[REDACTED] 株式会社で前回許可出してるわけですね。それが営農型発電なんです。で今回は地上権設定ということなんで、営農型発電が何も作ってないって話あったんですけど、同じ名義であっても地上権を放棄すれば営農型発電は別にしてもソーラーパネルだけは残せると思うんですね、そういう申請じゃないと思うんですけど今回の申請、違うんでしょうかね。

議長(奥平貢市)会長 すみません。いま渡邊委員から質問あった件で、事務局把握しないといけないことあるので、暫時休議いたします。

(休議中)

議長(奥平貢市)会長 それでは意見がいろいろ出ましたが議事を再開いたします。太陽光の問題で意見がありましたが、この後の協議会で先ほど言いました、二本松市農業委員会として太陽光等についての諸条件について意見をまとめるということでよろしいでしょうか。ではそのようにしたいと思います。では議事を進行いたします

議長(奥平貢市)会長 それでは議案第7号、番号1から番号14について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第7号、番号1から番号14については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和6年2月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第9号番号2、議案第10号番号2と同一事業になります。

当初建築面積81.15平方メートルの蚕室を建築する計画でありましたが、農業経営状況の変化等により事業区域を追加し、土地利用計画を変更します。

番号2、議案第10号番号6と同一事業になります。

当初社員寮を建築する予定でありましたが、社会情勢等の変化により建築が困難となったため、譲受人が土地を譲り受け一般住宅を建築します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番松本です。議案8号番号1について調査内容を報告いたします。2月16日午後1時30分より、現地にて行政書士の[]さんから菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんからは電話にて確認し、申請内容に間違いのないとのことでした。この議案以下に関しましては特に問題がないため、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋です。議案第8号番号2について調査内容を報告いたします。去る16日午後1時30分より行政書士の[]氏に遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。特に問題なく許可相当と判断いたしました。なお譲渡人の株式会社[]代表取締役と譲受人の[]さんは同一人物でございますが、当日都合が悪く電話での確認となりまして、申請に間違いがないということでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 8 号、番号 1 から番号 2 について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第 8 号、番号 1 から番号 2 については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第 6、議案第 9 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書 13 ページをご覧ください。

議案第 9 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号 1、申請地周辺で共同住宅の需要が見込まれるため、申請地に計画します。

汚水は市下水道へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 2、事後申請になります。また、議案第 8 号番号 1、議案第 10 号番号

2 と同一事業になります。

昭和 5 2 年頃に建築した農業用倉庫が一部違反転用状態であることが判明したため、申請します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 3、寺院の庫裏改築にあたり接道が狭小であるため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

議案書 1 4 ページをご覧ください。

番号 4、一時転用になります。

市の観光地である「中島の地蔵桜」の観桜客の駐車場がないため申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、[REDACTED] は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。 [REDACTED]

[REDACTED]、[REDACTED] は農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の

一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番松本です。議案9号番号1について調査内容を報告いたします。2月16日午後4時30分より現地にて行政書士の[]さんから大石忠雄委員と私で聞き取り調査を行いました。申請人の[]さんには電話で確認し申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果特に問題がないため、許可適当と判断いたしました。

議案9号番号2について調査内容を報告いたします。2月16日午後1時30分より現地にて行政書士の[]さんから菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。申請人の[]さんからは電話で確認し申請内容に間違いのないことでした。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、顛末書も出ており許可やむなしと判断いたしました。

続きまして、議案9号番号3について調査内容を報告いたします。2月15日午後4時より現地にて[]さんから菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果特に問題がないため許可適当と判断いたしましたので皆様のご審議よろしく願いいたします。以上

です。

11番（菅野秀和）委員 11番菅野です。議案第9号4について報告します。内容は事務局説明のとおりです。2月17日に申請人の[]さんと地藏桜の役員の[]さんと連絡を取り、18日に現地の確認をすることになりました。なお当日は、[]さんが都合が悪いため役員の[]さんと佐藤一男委員と私の3人で朝9時より現地の確認をしました。年々桜の観光客も増えているため今年もよろしくお願いしますとのことでしたので皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第9号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第9号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第10号「農地法第5条第1

項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 15 ページをご覧ください。

議案第 10 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 2 月 20 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、現住居が手狭であるため、申請地に住宅建築を計画します。

汚水は市下水道へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第二種中高層住居専用地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

本案件の登記簿地目は「山林」となっておりますが、申請地が農地として農地台帳に記載されているため、農地転用申請を行うものであります。

番号 2、事後申請になります。また、議案第 8 号番号 1、議案第 9 号番号 2 と同一事業になります。

昭和 52 年頃に建築した農業用倉庫が一部違反転用状態であることが判明したため、申請します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 3、今後の生活を考え、申請地に住宅建築を計画します。

汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第 1 種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書 16 ページをご覧ください。

番号 4、申請地周辺で宅地の需要が見込まれるため、申請地に計画します。

汚水について、住宅建築後は市下水道へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 5、事業拡大に伴い、既存資材置場等が手狭となるため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

番号 6、議案第 8 号番号 2 と同一事業になります。

世帯員増加により現住居が手狭となるため、申請地に住宅建築を計画します。

汚水は市下水道へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号7、一時転用になります。

不耕作である農地を活用するため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号8、一時転用になります。

不耕作である農地を活用するため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書17ページから18ページをご覧ください。

番号9及び番号10、一時転用になります。

不耕作である農地を活用するため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断さ

れるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

20番（菊地清吉）委員 20番菊地です。議案第10号番号1、2について報告いたします。始めに番号1ですが、2月16日16時から行政書士の[]さん、松本太委員と私の3人で現地確認をしました。譲渡人の[]さん、[]さん、譲受人の[]さんには電話にて確認し議案内容に間違いのないとのことでした。法務局発行証明書を確認したところ、登記地目が山林だったため、農地台帳に畑の記載があることを知らず、許可申請手続きを失念したとのことでした。現地ではすでに建物が建っており、両名から経過書も出ており深く反省していますので許可やむなしと判断しました。皆様の審議よろしく願います。

次に番号2についてですが、2月16日13時30分から現地にて行政書士の[]さんと松本太委員と私3人で現地確認をしました。本議案は議案第8号番号1 議案第9号番号2と同一事業になります。譲渡人[]さん、譲受人[]さんには電話にて確認し議案内容に間違いのないとのことでした。2人からは顛末書も出ていることから許可やむなしと判断しました。皆様の審議よろしく願います。以上です。

2番（佐藤勝則）委員 2番佐藤です。議案第10号の3番につきまして調査内容を報告いたします。17日の午前8時30分より推進委員の平さんと私と貸付人の[]さん、借受人の[]さんこちらは親子関係にありまして、当日[]さんの奥さんの方と[]さんに赴きいただきまして現地確認と聞き取り調査を行いました。内容についてはただいま事務局説明とおりでありましてなんら問題は無く許可適当と思われますので皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋です。議案第10号番号4、5、6について調査内容を報告いたします。まず番号4について、16日午後2時30分より譲渡人の[]さん、譲受人の[]株式会社不動産部長[]氏、あと行政書士の[]さんに遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明のとおりです。ちょっと奥の方に畑がありまして、遊休農地なんですけども、ここは道路がない状況なんで隣地の地主とも話し合って、通られるように開けておくという部分で話し合いがついているということで、問題なく許可適当と判断いたしました。

次に番号5について、同じく16日午後2時より譲渡人の[]さんと譲受人の有限会社[]の事務員なんですけども、[]さんということで、これ社長さんの姪っ子さんになるそうです、に遊佐一夫推進委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。特に問題なく許可適当と判断いたしました。

続いて番号6について、先程の議案第8号の2と同一事業です。同じく16

日午後１時３０分より、行政書士の■■■■氏に説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。隣地等にも問題なく許可適当と判断いたしました。なお、■■■さんは千葉の方に出張しているということで、立ち会うことができないということですが、申請には間違いはないということでございます。以上３件について皆様方の審議よろしく申し上げます。以上です。

８番（安齋喜八）委員 議案第１０号の７番８番９番１０番について、先程説明しました３条の１０、１１、１２、１３と同一場所の一時転用についての５条申請でございます。一時転用期間は令和９年の２月２５日までと３年間ということでございますので、特に問題ありませんのでひとつ皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第１０号、番号１から番号１０について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第１０号、番号１から番号

10については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第11号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

本議案中、番号5について、[REDACTED]委員が、議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第11号、番号5を審議することとしますので、

[REDACTED]委員の退席を求めます。

（[REDACTED]委員 退席）

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和6年2月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、2月29日を予定しております。

議案書20ページから21ページにかけてご覧ください。

番号5につきましては、5筆・計8、453平方メートルに利用権の新規設

定のために申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号5につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第11号、番号5について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第11号、番号5については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第11号、番号1から番号14のうち、番号5を除く13件を審議することとします。

事務局の説明を求めます。

事務局 農地流動化の状況について、議案書 28 ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区 29 筆、計 71,850 平方メートル、安達地区 12 筆、計 16,475 平方メートル、東和地区 1 筆 1,505 平方メートル、合計 42 筆、計 89,830 平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書 19 ページの番号 1、番号 2、議案書 23 ページから 25 ページの番号 10 から番号 13 になります。

また、議案書 23 ページから 25 ページの番号 10 から番号 13 については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

議案書 26 ページの番号 14 につきましては、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号 1 から番号 14 のうち番号 5 の 1 件を除いた 13 件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市） 会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第11号、番号1から番号14のうち、番号5を除く13件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第11号、番号5を除く13件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第12号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案書29ページをご覧ください。

議案第12号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求める。

令和6年2月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は、農地中間管理機構である「福島県農業振興公社」が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものです。

なお、権利の設定を受ける者は[REDACTED]となります。また、同法第18条第5項に係る貸付相手方に関する要件「農用地の全てを効率的に利用し耕作を行うと認められる」及び「必要な農作業に常時従事すると認められる」についても確認を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決に移ります。

議案第12号、番号1について、異議なしとすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第12号、番号1については、異議なしとすることに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第10、議案第13号「二本松農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書30ページをご覧ください。

議案第13号二本松農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第13条の規定により策定した、二本松農業振興地域整備計画（昭和45年12月2日福島県指令農政第458号）の変更について、意見を求める。

令和6年2月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

除外については宅地とするものが8筆、9,078平方メートルとなります。

それでは、ご説明申し上げます。

議案書33ページをご覧ください。

除外の番号1については、[REDACTED] ほか7筆、田、9,078平方メートルに工場を整備するものであります。申請地は第1種農地であります
が、既存施設拡張事業に該当するため、許可可能と見込まれます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

12番（根本信康）委員 12番根本です。この案件につきましては、一昨年から周りの方にはお話があつて、譲渡人の[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんからは確認の意味で2月の14日の日に譲るということで確認しました。あと[REDACTED]の方につきましては、事務所の女性の事務員の方だったんですけども、今の敷地が狭いから広げていきたいというような話がありましたので、問題なく許可適当だと思います。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決に移ります。

議案第13号、番号1について、異議なしとすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第13号、番号1については、異議なしとすることに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和6年第2回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後3時40分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和6年2月20日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員